

第2部 各局主要政策

第1章 内局

第1節 経済産業政策局	103
1. 総論：2020年度の成長戦略等の動きについて	103
1. 1. 成長戦略実行計画の取りまとめ	103
1. 2. 未来投資会議等の開催と来年度の改訂に向けて	103
1. 3. 規制改革	103
1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について	103
1. 5. 成長戦略等の検討について	104
2. 産業の新陳代謝	104
2. 1. 産業競争力強化法	104
2. 2. 株式会社産業革新投資機構／株式会社INCJ	105
2. 3. 架け橋プロジェクト	106
2. 4. オープンイノベーション促進税制	106
2. 5. 日本ベンチャー大賞	106
2. 6. J-Startup	106
2. 7. 外国人起業活動促進事業	107
3. 産業金融政策	107
3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務	107
3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	107
3. 3. 金融機能強化に関する検討・調査の実施	107
3. 4. ローカルベンチマーク	107
3. 5. 産業・金融・IT融合（FinTech）に関する検討	108
3. 6. 持続的成長に向けた長期投資	108
4. 産業人材政策	108
4. 1. 教育・人材育成	108
4. 2. 多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討	109
4. 3. 人的資本経営の推進	109
4. 4. 外国人材政策	109
4. 5. 人材確保等への投資を促進する税制	110
4. 6. コロナ禍での学生の就職・採用活動への支援	110
5. 知的財産政策	110
5. 1. 不正競争防止法改正に向けた検討について	110
5. 2. 営業秘密保護のための取組	111
5. 3. データ利活用の推進に向けた取組	112
5. 4. 知的資産経営の推進	112
5. 5. 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会	112
6. 企業法制の課題に関する取組・企業会計	112

6. 1. コーポレートガバナンスに関する取組	112
6. 2. 事業再編の促進に関する取組	113
6. 3. 企業会計	113
6. 4. 開示・企業と投資家との対話	114
6. 5. 企業の社会的責任（CSR）	115
7. 競争政策	115
7. 1. 概要	115
7. 2. 2020 年度の主な取組	115
8. 女性の活躍推進等	116
8. 1. 女性活躍推進に向けた取組	116
8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組	116

第1節 経済産業政策局

1. 総論：2020年度の成長戦略等の動きについて

1. 1. 成長戦略実行計画の取りまとめ

経済再生の司令塔として設置された日本経済再生本部と、その下に置かれた未来投資会議において、アベノミクス3本目の矢である成長戦略の取りまとめに向けた議論が行われ、2020年7月17日「成長戦略実行計画」が閣議決定された。

「成長戦略実行計画」においては、新しい働き方の定着、決済インフラの見直し、デジタル市場への対応、オープン・イノベーションの推進などが柱とされた。

経済産業省としては、兼業・副業やフリーランスの環境整備、加盟店手数料の見直し等のキャッシュレス決済の促進、大企業とスタートアップ企業の契約の適正化、大企業との共存共栄関係構築による中小企業の生産性向上に向けた具体的な取組を示した。

1. 2. 成長戦略会議等の開催と来年度の改訂に向けて

(1) 成長戦略会議の開催と進捗状況の確認

2020年10月より、経済財政諮問会議が示す経済財政運営と改革の基本方針等の下、成長戦略の具体化を推進するため、内閣官房長官を議長とする「成長戦略会議」が新たに開催されることとなった。これに伴い、日本経済再生本部及び未来投資会議は廃止され、これまでの検討事項については、成長戦略会議が引き継ぐこととされた。

成長戦略会議の下には、スマート農林水産業、競争政策、スタートアップ育成、PPP/RFI等のそれぞれの分野についてワーキンググループが設置され、成長戦略の分野別に集中的な審議が行われた。

また、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、新技術実証、革新的データ産業活用及びその他の革新的事業活動の促進に関する施策を記載した「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」が2020年7月17日に閣議決定された。

(2) 2021年年央の改訂に向けて

成長戦略会議において、次期成長戦略の策定に向けた重要テーマごとの検討が深められた。経済産業省としては、グリーン成長の実現、ウィズコロナ・ポストコロナの世界に向けた事業再構築の環境整備、デジタル関連投資の推進、

などについて方向性を示した。

1. 3. 規制改革

(1) 規制改革推進会議

規制改革推進会議は2016年9月から、規制改革会議の後身として内閣府に設置された。2020年7月2日に「規制改革推進に関する答申」がとりまとめられ、経済産業省に関係する事項としては、書面・押印・対面規制の見直し、マイクロモビリティに係る制度見直し等がある。

また、2020年10月から、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革、デジタル時代に向けた規制全般のデジタルトランスフォーメーション、地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革の3つの柱の下で規制改革に取り組むため、成長戦略、雇用・人づくり（教育、保育）、投資等（金融、電波制度、エネルギー、物流等）、医療・介護、農林水産、デジタルガバメント（民間の行政手続コストの削減）などのそれぞれの分野についてワーキンググループが引き続き設置され、規制改革に向けた審議が行われている。

1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。RIETIでは、2020年度から2023年度までの4年間を第5期中期目標期間とし、同中期目標に示した第4次産業革命関連の研究の実施、文理融合を含めた複数分野の研究体制の確立、EBPM（Evidence-based Policy Making）研究の推進により、経済産業政策の立案に貢献することとした。

第5期中期目標期間の初年度である2020年度の調査・研究・政策提言・資料統計業務では、「査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数」について、影響度や引用された頻度が高いことを表すインパクトファクターQ1又はQ2の学術誌に25件の論文が掲載された。「EBPM、文理融合及び海外研究者の論文数」について

は、年度目標を大きく上回る実績を上げた。また、文理融合研究として、京都大学医学研究科及びフランスのパスツール研究所と新型コロナウイルス感染症を社会科学・医学の両面から検討するための共同研究を開始した。「白書、審議会資料等における研究成果の活用件数及び政策アドバイス件数」については、EBPM分析の取組が経済財政諮問会議の下部会合（EBPMアドバイザリーボード）で取り上げられ、経済産業省が取りまとめた白書のみならず、他省庁の白書・会議資料にも数多くの研究成果が活用された。

成果普及・国際化業務では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来と異なる運営方法やシステムを導入し、主催する国内外の公開シンポジウム、セミナー等のイベントを全てオンライン形式に切り替えて実施した。これにより、最近の国際問題について検討するグローバル・インテリジェンス・シリーズなどに多数の海外在住の有識者を招聘し開催することができた。また、ウェブサイトにおける動画コンテンツの充実化、メディア関係者との定期的な勉強会の開催など、政策実務者や国内外へのタイムリーな情報発信や、7月にコロナ危機における経済学的分析を提供する書籍の緊急発刊など時宜を捉えた取組を行った。

1. 5. 成長戦略等の検討について

（1）成長戦略部会

「成長戦略実行計画（2019年6月21日閣議決定）」は、「令和の新時代において、我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。」と指摘している。

当該指摘を踏まえ、第4次産業革命に対応した「企業組織・経営」や「人」の変革の方向性、日本企業が提供する顧客価値の向上を通じた販売価格の引上げ、付加価値の創出による日本企業のマークアップ率の向上、これらによる労働生産性の向上等に向けた政策課題を検討するため、2019年9月、産業構造審議会に「成長戦略部会」を設置した。

2020年度は5月に開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた成長戦略の方向性について議論を

行った。具体的には、

- ・新型コロナウイルス感染症による大きな打撃を受けている事業者への資金繰り支援の強化として、政府金融機関等の劣後ローンによる支援の必要性、
- ・ライフスタイルの不可逆的な変化に伴い、ポスト・コロナの社会にマッチした業態変換を後押しする施策やテレワークの推進に係る支援強化、

などについて議論を行った。

これらの議論については、「成長戦略実行計画（令和2年7月17日）」にその内容が盛り込まれるなど、政府全体の成長戦略の検討にも貢献した。

2. 産業の新陳代謝

2. 1. 産業競争力強化法

（1）概要

産業競争力強化法はアベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生することで、バブル崩壊から20年以上続く低迷とデフレから早期に脱却させ、持続的な経済成長を実現させることを目的として2014年1月20日に施行された。その後、一度の改正を経て、2021年2月5日、「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しすることを目的に、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案が閣議決定された。

（2）個別施策の実績

（ア）事業再編の促進

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせて、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るためには「事業再編」を進めやすい環境整備が重要である。このため、前向きな事業再編に取り組む企業に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

認定を受けた事業再編によって、世界市場で勝ち抜き競争力の獲得や地方経済の活性化を通じた日本企業の生産性の向上が期待される。

	認定件数 (累計)		認定件数 (2020 年度)	
	経 済 産 業 省	他省庁	経済産業省	他省庁
事業再 編計画	47 件	37 件	8 件	3 件
特定事 業再編 計画	4 件	1 件	一件	一件
特別事 業再編 計画	0 件	0 件	0 件	0 件

(2021 年 3 月 31 日時点)

(イ) 事業再生 ADR 制度

本制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度。企業の早期事業再生を支援するため、中立的な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、その際の双方の税負担を軽減することで債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。

2021 年 3 月末までに 269 社 (86 件) の手続利用申請があり、簡易デューディリジェンスの実施後、236 社 (67 件) を受理した。このうち 219 社で事業再生計画案に対し債権者全員が合意して成立した。

(ウ) グレーゾーン解消制度・新事業特例制度

グレーゾーン解消制度・新事業特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度である。このうち、グレーゾーン解消制度は、具体的な事業計画に即して規制の適用有無を確認できる制度である。また、新事業特例制度は事業者による規制の特例措置の提案を受けて企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度となっている。

2020 年度は、グレーゾーン解消制度では、「国の行政機関との契約におけるクラウド型電子契約サービスの提供」などが可能となり、本制度を活用した事業を全国的に実施することが可能となっている。また、新事業特例制度では、「電動キックボード運転時のヘルメット任意着用等」などの規制の特例措置の提案がされ、計画認定を受けることで特例措置を利用した事業が実施されている。

	回答又は認定件数
新事業特例制度	累計：16 件
	2020 年：3 件
グレーゾーン解消制度	累計：179 件
	2020 年度：20 件
規制のサンドボックス制度	累計：9 件
	2020 年度：2 件

(当省が主務大臣である件数、2021 年 3 月 31 日時点)

(エ) 規制のサンドボックス制度

新技術等実証制度、いわゆる規制のサンドボックス制度は、革新的な事業活動を行う事業者の取組を促進し、短期間に生産性を向上させるため、これまでにない革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、「まずやってみる」ことを許容し、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革の推進を図るもの。

2020 年度は、「SMS を利用した債権譲渡通知に関する実証」、「電子契約システムを用いたマンスリーマンション事業に係る定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証」が認定され、順次実証が行われている。

2. 2. 株式会社産業革新投資機構／株式会社 I N C J

(1) 株式会社産業革新投資機構

株式会社産業革新投資機構は、2018 年 9 月、産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) の施行に伴い、産業革新機構を改組し、設立された。同機構は、産業競争力強化法に位置付けられた政策実施機関として、オープンイノベーション (※) を通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与することを目的とする組織である。また、産業投資として、公益性が高く、かつ、リターンが期待できるが、国内民間企業だけではリスクマネーが十分に供給できない事業分野に対し、民業補完の原則の下、資金供給等を行う役割が期待される。

2018 年 12 月の民間出身取締役 9 名の退任以降、2019 年 3 月 26 日にとりまとめ、公表した「今後の産業革新投資機構 (J I C) の運営体制等について」で示された基本的

考え方を踏まえ、経営陣に求められる資質・能力を持つと思われる候補者の選定を行い、2019 年 12 月 10 日に開催された臨時株主総会において、新たに取締役 7 名、監査役 1 名が選任された。

2020 年度において、6 件のファンドに対して合計 3,343 億円の出資約束を実施し、投資先ファンドを通じた投資は合計 57 件、186 億円となっている。

（２）株式会社 I N C J

株式会社 I N C J は、2018 年 9 月、株式会社産業革新機構から新設分割する形で発足した。株式会社産業革新機構から従来の事業を承継した同社は、会社分割に関する経済産業大臣認可の条件等に基づき、旧産業競争力強化法と同趣旨の枠組みのもとで運営されている。

2020 年度において、アーリーステージやベンチャー企業等への新規投資を 1 件、追加投資を 5 件行った結果、当初の設立以来、累計で 144 件、1 兆 3,463 億円の投資の決定（※）となっている。

（※）株式会社産業革新機構における投資も含む。

２．３．架け橋プロジェクト

2015 年 4 月、安倍首相が米国シリコンバレーを訪問し、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を発表した。これを受け、同年から、「人材の架け橋事業」・「機会の架け橋事業」を開始し、2016 年から「企業の架け橋事業」を開始した。

「人材の架け橋事業」は、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった目線の高い新事業を創出する起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の育成を図る目的で、2020 年度は審査を通過した 100 名を対象に国内プログラムを実施し、この中から 20 名をシリコンバレー・プログラム選抜メンバーとして決定した。

「企業の架け橋事業」は、高い技術力を持つスタートアップ等をイノベーション先端地域である米国シリコンバレー等に派遣し、グローバル展開の知見とネットワークを獲得し、新しい事業展開を推進する機会の創出を図ることを目的に、実施。「企業の架け橋事業」は 2019 年に J E T R O の「グローバル・アクセラレーション・ハブ」に継承され、現在に至るまで引き続きスタートアップの海外展開を政府として支援している。

「機会の架け橋事業」は、「人材の架け橋事業」・「企業の架け橋事業」での成功事例や体験の共有・発信、スタートアップと大企業や投資家とのマッチング、我が国の起業家マインドの醸成等を目的に、2019 年 5 月には日本ベンチャー大賞表彰式を開催した。

２．４．オープンイノベーション促進税制

第四次産業革命の進展に伴う事業環境の変化に我が国の事業会社が対応するためには、事業会社とオープンイノベーションの担い手となるスタートアップ企業とのオープンイノベーションが重要となる。そこで、国内の事業会社がオープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の 25%を課税所得から控除できる、投資促進税制を創設した。

本税制は 2020 年度から運用を開始している。

２．５．日本ベンチャー大賞

日本ベンチャー大賞は、次世代を担う若者や起業家のロールモデルとなるような、社会的インパクトのある新事業を創出した起業家やスタートアップを表彰し称えることにより、積極的に挑戦することの重要性や起業家への評価を浸透させ、もって社会全体のチャレンジ精神の高揚を図ることを目的としている。

2019 年 5 月には、第 5 回日本ベンチャー大賞表彰式を実施し、有識者で構成する審査委員会の選考により、多数の有力スタートアップの中から、内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞（ベンチャー企業・大企業等連携賞、女性起業家賞）、農林水産大臣賞、審査委員会特別賞の受賞者を決定した。

２．６．J-Startup

政府では、「企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出」という目標を掲げ、J-Startup プログラムを 2018 年 6 月に開始した。グローバルで成長するスタートアップの創出を通じて政府の目標達成を目指すとともに、ロールモデルの創出により、自ら企業を立ち上げてチャレンジをするという起業家マインドを社会全体で醸成し、日本のスタートアップエコシステムのさらなる強化を図ることを目的として、2021 年 3

月 31 日までに累計 141 社のスタートアップを選定した。

J-Startup プログラムでは、政府調達において、入札資格のランクに関係なく、J-Startup 選定企業であれば入札できる優遇措置や大企業経営層とのマッチング、規制のサンドボックス制度の活用支援等を実施した。また、世界のイノベーション拠点に現地進出をサポートするための支援体制を構築し、各国政府・関係機関等と協力し、J-Startup 企業等の現地進出支援を行った。

2. 7. 外国人起業活動促進事業

外国人起業家の呼び込みを通じ、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的に、「外国人起業活動促進事業」を法務省とともに開始した。具体的には、外国人起業家は、経済産業省が認定した地方公共団体への申請を経て、起業の準備をするための在留資格を最大で 1 年間取得することができる。2020 年度末時点において、経済産業省が認定した地方公共団体は計 15 団体となった。

また、2020 年 11 月より、我が国の大学を卒業後、外国人起業活動促進事業を活用して在留する外国人起業家が一定の要件を満たす場合に、最長 2 年の在留が認められる在留資格への移行が可能となった。

3. 産業金融政策

3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）に基づく危機対応業務（指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央公庫が、日本政策金融公庫による信用補完等を受けて実施する資金繰り支援）を通じて、2020 年 3 月 19 日付で危機認定された「新型コロナウイルス感染症に関する事業」等に関して、事業者への円滑な資金供給を促進した。

3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成 22 年 5 月 28 日法律第 38 号）により、以下 2 つの金融面での支援措置が実施された。

（1）ツーステップローン

低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して、その事業に必要となる「低利」かつ「長期」の資金を供給するため、政策金融改革との整合性を保ちつつ、民間金融機関の融資ノウハウを活かす政策的金融支援であるツーステップローン（日本政策金融公庫→指定金融機関→認定事業者）を実施するもの。

2020 年度末時点の融資実行額は合計約 454 億円となった。

（2）リース保険制度

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人（一般社団法人低炭素投資促進機構）が、リース会社を相手方として回収不可能となったリース料の一部を補填する保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を補完してリースを行いやすくするもの。

2020 年度の契約引受件数は 2,326 件、引受保険金総額は約 159 億円となった。

3. 3. 金融機能強化に関する検討・調査の実施

2019 年度は、国内外での事例調査及び実態調査を通じて、FinTech 普及のための重要な基盤となる本人認証サービスや少額送金インフラを中心に FinTech 普及の前提となる基盤に向けた課題及び政策対応について調査を行った。

具体的には、①少額送金インフラの海外動向調査について文献調査・分析を実施。②国内関連規制の対応に関する動向調査として業登録を行って事業を実施する際の行政の対応について調査を実施。

3. 4. ローカルベンチマーク

2020 年度は、ローカルベンチマークの普及に向けた取組を一層促進するため、委託事業による調査・研究を実施するとともに、各種施策との連携も推進した。

具体的には、委託事業においては、ローカルベンチマークの普及促進を目的として、有識者による検討会を開催して、企業向け、支援機関向けガイドブックの作成等を行った。

この他、補助金等と連携するなど、更なるローカルベンチマークの普及拡大に向けた取組を実施した。

3. 5. 産業・金融・IT融合（FinTech）に関する検討

ITを活用して革新的な金融サービスを提供する動きであるFinTechについて、「産業・金融・IT融合に関する研究会」（FinTech研究会、2015年10月～）、「FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合」（FinTech検討会合、2016年7月～）での議論を踏まえてFinTechに関する総合的な報告・提言としてとりまとめた「FinTechビジョン」（2017年5月）に基づき、盛り込んだ課題と政策対応について、金融庁等をはじめとする関係省庁と連携しつつ政策対応を検討した。

また、2019年度はFinTech普及の基盤となる国内関連規制の対応に関する動向調査を実施した。2020年度は商流データ・決済データを用いたファイナンス手法に関して実態調査を実施した。

3. 6. 持続的成長に向けた長期投資

「伊藤レポート」公表以降の6年間の一連の取組の成果を振り返り、対話を巡る現状を概観した上で、企業や投資家が様々な環境変化に直面する中で対話を通じて価値を協創していくに当たっての課題や対応策を検討するため、2019年11月に立ち上げた「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会」における全8回にわたる議論を経て、2020年8月に中間取りまとめを公表。その中で、企業と投資家の間の認識ギャップを解消するため、長期の時間軸を前提に、企業のサステナビリティとサステナビリティを同期化し、社会課題を企業経営に時間軸を踏まえて取り込んでいく取組・対話として、サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）の必要性・重要性を提唱した。これを受け、SXの具体化に向けた調査・検討を行った。

4. 産業人材政策

4. 1. 教育・人材育成

（1）第4次産業革命スキル習得講座認定制度

経済産業省では、企業・産業の競争力強化や生産性向上等に資する社会人の職業能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的として、2018年1月に、「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」を創設した。この制度は民間事業者が社会人向けに提供するIT・データサイエンス分野を中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を経済

産業大臣が認定するものであり、また、厚生労働省との連携によって、それらの講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たすものを「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の対象講座とすることとした。

昨年度までに計7回の認定を行い、2021年4月1日時点の認定講座数は106講座となっている。2019年度より全講義をe-learningで行う講座も対象に追加した。

（2）社会人基礎力の育成

経済産業省では、「前に踏み出す力（アクション）」・「考え抜く力（シンキング）」・「チームで働く力（チームワーク）」から構成される、社会で活躍するために求められる基礎的能力を「社会人基礎力」として定義し、大学教育等で育成する活動の普及・啓発を実施している。この一環として、大学におけるゼミや研究室等の取組を学生が発表する「社会人基礎力育成グランプリ」にオブザーバーとして関わり、2020年度は、全国から28チームが参加するなど「社会人基礎力」育成の取組は全国の大学に広がりを見せている。

（3）産学が連携したキャリア教育の推進

経済産業省では、2007年度から産業界と教育界の双方に通じた「キャリア教育コーディネーター」を配置し、関係団体等と連携の上、キャリア教育を推進してきた。2011年2月以降は、自立化した一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会がキャリア教育コーディネーターの育成・認定等を行っており、2020年度までに358名が認定され全国で活躍している。

また、先進的な教育支援活動に取り組む企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を2010年度に創設し、翌年度から経済産業大臣賞の授与、さらに、文部科学省と共同で、学校、地域・社会、産業界等との連携・協働によるキャリア教育を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」の実施をしているが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、いずれも中止とした。これに伴い、キャリア教育の意義の普及・啓発等を目的に文部科学省及び厚生労働省と3省合同で事例発表等を行う「キャリア教育推進連携シンポジウム」も中止とした。他方、経済産業省はこれらに代わる取組として、「キャリア教育アワード」受賞実績のある企業・団体のコロナ禍での取組事例等を調

査・公開し、キャリア教育の普及・推進を図った。

4. 2. 多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討

第4次産業革命の進展により、中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化」の進行が見られる。こうした労働市場の変化の中で、兼業・副業は、多様な経験を積む機会となっている。

兼業・副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、実際に兼業・副業を実施している者は横ばい傾向にある。2020年9月に厚生労働省が改訂した「兼業・副業の促進に関するガイドライン」の普及等を通じて、引き続き兼業・副業の促進を図っていく。

フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点から、個人がフリーランスとして安心して働ける環境を整備することが、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）において方針として示された。

これを踏まえ、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確にした「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で2021年3月に策定された。

さらに、多様で柔軟な働き方を推進するにあたっては、テレワークの推進が重要な課題である。2021年3月に厚生労働省が改訂した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の普及等を通じて、労働者が働く場所を柔軟に選択できるような環境を整備する。

4. 3. 人的資本経営の推進

第四次産業革命などによる産業構造の急激な変化、少子高齢化や人生100年時代の到来、個人のキャリア観の変化など、企業を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。

こうした中、企業が事業環境の変化に対応しながら、持続的に企業価値を高めていくためには、事業ポートフォリオの変化を見据えた人材ポートフォリオの構築や、イノベーションや付加価値を生み出す人材の確保・育成、組織の構築など、経営戦略と適合的な人材戦略が重要となる。

このような観点から、持続的な企業価値の向上と人的資

本に関する研究会を2019年1月に設置し、変革の方向性や、人材戦略について経営陣、取締役、投資家がそれぞれ果たすべき役割、人材戦略に求められる視点や、共通する要素などについて議論を行った。

この研究会の議論内容を、2020年9月に「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書～人材版伊藤レポート～」として公表した。

4. 4. 外国人材政策

（1）高度外国人材の受入促進

我が国の産業におけるイノベーションを促すためには、多様な価値観を持つ外国人を受け入れ、外国人との協働により専門的・技術的な能力を高めて労働生産性を向上させていくことが重要である。

我が国では、2012年に整備した「高度人材ポイント制」に加えて、2017年4月に高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を従来の5年から3年に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設した。さらに、高度外国人材の中で特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）については、永住許可申請に要する在留期間を1年としている。同特例による永住許可件数の実績（2021年3月末時点）は8339件（累計）となっている。

（2）新たな外国人材の受入れに向けた検討

新たな在留資格として、2018年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）において、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。

「特定技能1号」については、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき分野（特定産業分野）として、全14分野での受入れが認められた。経済産業省の所管産業分野としては、素形材産業、産業機械製造業及び電気・電子情報関連産業の3分野が対象である。

（3）外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けた検討

2018年12月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された「外国人材の受入れ・共生のた

めの総合的対応策」等において、留学生の多様性に応じた採用プロセスの多様化の推進や産学官連携による採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスの構築・横展開を行うことが盛り込まれた。これを踏まえ、経済産業省は、文部科学省、厚生労働省、大学、産業界、支援事業者等と連携し、2020 年 2 月に「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定した。また、同年、「日本人社員も外国籍社員も職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材及び「動画教材を使った対話による学びの手引き」を策定した。

4. 5. 人材確保等への投資を促進する税制

2018 年度に創設した「賃上げ・生産性向上のための税制」が 2020 年度末に適用期限を迎えることから、2021 年度税制改正において、要件の見直しと適用期限の延長（2022 年度末まで）を行った。具体的には、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度として、新規雇用者給与等支給額が前年度より 2 % 以上増加した企業に対し新規雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除する「人材確保等促進税制」へと改組した。

4. 6. コロナ禍での学生の就職・採用活動への支援

2020 年度新卒者の就職・採用活動においては、コロナ禍の影響により、企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめ等が発生した。これを踏まえ、第 2 の就職氷河期を絶対に作らないとの観点から、2020 年 10 月に、一億総活躍担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名で経済団体に対して、2020 度及び 2021 年度新卒者について、中長期的な視点に立った採用を行うよう要請を実施。

また、経済産業省としても、地域の魅力ある企業（日本の地方経済を牽引する「地域未来牽引企業」、世界で活躍する「グローバルニッチトップ企業」、多様な人材が活躍する「ダイバーシティ経営企業」、様々な分野で活躍している「はばたく中小企業・小規模事業者」で選定されている企業）のうち、新卒採用を継続する地方の中堅・中小企業を、「新卒採用継続企業」として公表する取組を実施（2020 年 11 月公表の第 1 弾は 503 社、2020 年 12 月公表

の第 2 弾は 889 社）。新卒採用継続企業に関する情報は、大学のキャリアセンターやハローワークに設置された新卒者応援窓口、また就職支援事業者等にも提供することにより、学生と企業とのマッチングの一層の拡大につなげた。

5. 知的財産政策

5. 1. 不正競争防止法改正に向けた検討について

知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会」では、データの不正利用の対応の在り方について検討が行われ、保護制度としては、データの利活用を阻害するおそれがある排他的な権利の付与よりも、データに係る不正行為を類型化して規律することが望ましいとされた。さらに、「未来投資戦略 2017」（2017 年 6 月閣議決定）、「知的財産推進計画 2017」（2017 年 5 月知的財産戦略本部決定）では、安心してデータをやり取りできる環境整備のため、不正競争防止法の改正を視野に入れた検討が求められた。

これを受け、経済産業省では 2016 年 12 月より、産業構造審議会知的財産分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会（以下「営業秘密小委」）」において、第四次産業革命に向けた不正競争防止法に係る課題について審議され、①データの不正取得等を新たな不正競争行為として位置付けること、②ニーズに対応した技術的制限手段の保護対象の見直しを行うとの方向性が示された。

2017 年 7 月に「営業秘密小委」を廃止して、「不正競争防止小委員会（以下「不正競争防止小委」）」を設置し、不正競争防止法改正に向けた具体的な議論を行った。計 9 回にわたる審議において慎重な議論が重ねられ「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」として取りまとめた。

不正競争防止小委では、データ提供者から、安心してデータが提供できる制度導入を求める声があった一方で、データ利用者からは、過度に広範な行為を「不正競争」とすれば利活用を阻害するとの懸念が表明された。このため、新たなデータの制度としては、提供者と利用者の保護のバランスを考慮し、最小限の規律を設けることが基本方針とされた。この方針の下、保護対象は、ビッグデータ等を念頭に、ID・パスワード等により管理し、相手方を特定して提供する商業的価値のあるデータとし、対象となる「不正競争」は、アクセス権原の無い者による侵害行為、データ取引のうち信義則に著しく反するような行為、不正な経緯を知っているにもかかわらずデータ保有者以外の者が

ら転得する行為等、悪質性の高い行為に限定して規律を設けることとされた。

また、暗号化技術等の技術的な保護手段について、保護対象の拡大や、技術的制限手段を無効化するサービスや符号の提供行為の追加をすることとされた。

その後、2018 年通常国会に不正競争防止法を改正する法案を提出し、2018 年 5 月 23 日に、「不正競争防止法の一部を改正する法律」が成立し、同月 30 日に公布された（施行日：限定提供データ等に関する規定は 2019 年 7 月 1 日、技術的制限手段に関する規定は 2018 年 11 月 29 日）。

このような制度改正を踏まえつつ、事業活動における付加価値の源泉がモノ（技術）からコト（ブランド・デザイン・ビジネスモデル）へとシフトする「無形資産への重心シフト」が、従来以前に産業横断的に見られる中、不正競争防止法上のブランド・デザイン（コト）の保護規定について 20 年以上、抜本的な見直しが行われていないことから、ブランドやデザインに依拠する事業者間の競争の在り方が多様化する中、商品デザインによっては不正競争防止法による保護が及ばず、商品販売直後に商品デザインが模倣され安価で販売されるといった事象が存在することを受け、不正競争防止法を時代に即したものとする観点から、不正競争防止法第 2 条第 1 項～第 3 号の在り方等について整理とともに、産業界の現状認識の確認結果を取りまとめ、「不正競争防止法の基礎的課題及びオープンイノベーション時代の知的財産制度の在り方についての調査」報告書を 2021 年 5 月に公表した。また、不正競争防止法を軸として知的財産法制に関する新たな課題が指摘される中、営業秘密の保護の在り方、情報財（営業秘密・限定提供データ）の利活用の促進等について検討するため、2020 年 12 月、「知財法制検討会」を設置し、近年の事案、法執行や制度整備の状況を踏まえて、規律の強化に向けた検討を行った。

5. 2. 営業秘密保護のための取組

近年、我が国において、技術情報を始めとする企業情報が内外に流出する事例が相次いで発生しており、先進技術が流出する事例が多数報告されている。ビッグデータ、AI の実装が進展する第四次産業革命を背景に営業秘密の管理方法も多様化しており、経済産業省では、営業秘密保護に向けて侵害の「抑止」及び被害の「予防」に係る取組

を強化している。

このような中、グローバル化により海外に進出する日系企業が増加し、技術情報等の漏洩リスクも増大している一方、中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。こうした状況を踏まえ、海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ等）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を 2019 年 4 月より実施した。令和 2 年度は、中国に加え、日系企業の拠点数が多いタイ、ベトナムも本事業の対象国とし、3 か国合わせて約 30 件の個別支援を実施するとともに、現地制度や裁判例の動向と個別支援から得られた知見等を踏まえて、営業秘密の管理に必要な留意点や契約ひな形等を盛り込んだ「タイにおける営業秘密管理マニュアル」及び「ベトナムにおける営業秘密管理マニュアル」を 2021 年 4 月に公表した。加えて、個別支援を受けていない国内企業に向けても、営業秘密管理の重要性について啓発するとともに対策を促すため、中国、タイ、ベトナムそれぞれの専門家より、「成果普及セミナー」を実施し、約 170 名が参加した。

また、国内での営業秘密保護に関しては、官民連携の取組を継続的に進め、最新の攻撃手法等の情報共有を強化し、対策の高度化を推進することも重要である。これを踏まえ、官民の実務者による「第 6 回営業秘密官民フォーラム」を 2020 年 6 月に開催し、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行った。さらに、営業秘密官民フォーラムによるメールマガジン「営業秘密のツボ」を月 1 回配信しており、このメールマガジンを通じて、営業秘密関係の判決情報や検挙情報、漏えい対策に関する最新情報、各種セミナーなどのイベント情報等を共有し、関係者の連携強化を図っている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府として企業に対し、テレワークによる在宅勤務の実施が推進されているなか、秘密情報を持ち帰らせることなどによる情報漏えいリスクや法的保護の毀損への懸念から企業がテレワークへの切り替えを躊躇することが想定された。

そこで、主に不正競争防止法上の「営業秘密の保護」の観点から、企業の秘密情報を適切に管理しながらテレワークを実施していくためのポイントをまとめた、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント（Q&A解説）」を2020年5月に公表した。

5. 3. データ利活用の推進に向けた取組

平成30年不正競争防止法改正で限定提供データ（ID・パスワード等により管理しつつ相手方を限定して提供するデータ）に関する規定が設けられた。当該規定の制度趣旨を踏まえ、価値あるデータの共有・活用を推進するため、データを保護しながら利活用を進める上で必要な観点を整理し、企業の一助となるようなデータ利活用の戦略立案のためのハンドブックを作成することを目的として「企業におけるデータ利活用・保護の戦略立案のための手引書（案）の作成」に係る検討会を独立行政法人情報処理推進機構の委託事業として実施した。そして、検討会での議論をまとめた「データ利活用のポイント集」と、概要版となる「データ利活用のてびき」を2020年6月に公表した。また、「データ利活用のポイント集」の別冊として企業のデータ利活用の事例を詳細に記載した「データ利活用の事例集」を2021年2月に公表した。

5. 4. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド・ノウハウ・限定提供データ等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい無形の経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで企業価値と競争力の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の普及に向け、様々な検討を重ねてきている。

2020年11月から2021年2月にかけて、16回目となる「知的資産経営WEEK2020」を民間団体、民間企業等の協力を得て開催し、知的資産経営を活用した中小企業の支援策や、成功事例について紹介等を行った。

5. 5. 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会

7. 競争政策を参照

6. 企業法制の課題に関する取組・企業会計

6. 1. コーポレートガバナンスに関する取組

（1）社外取締役の在り方に関する実務指針（社外取締役ガイドライン）の策定・公表

2013年の「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（2013年6月14日）において、コーポレートガバナンス改革が我が国の成長戦略の重要なアジェンダとして位置づけられて以降、我が国企業において、社外取締役の人数・割合が急速に増加し、取締役会議長等として企業のガバナンス改革の牽引役として存在感を示すようになる一方、社外取締役について、形式的な導入にとどまっているのではないか、役割認識が明確になっていないのではないか、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必ずしも貢献できていないのではないかといった指摘もあった。

コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させるためには、その中核となる社外取締役がより実質的な役割を果たし、その機能を発揮することが重要であることから、2019年11月から2020年1月にかけて、社外取締役の活動実態や課題を把握するため、東京証券取引所市場第一部・市場第二部の上場企業の社外取締役を対象にアンケート調査を実施したほか、並行して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための取組を実践する社外取締役の役割認識や具体的な行動をモデル事例として詳細に把握するため、42名の社外取締役に対してインタビューを実施した。

これらの調査等の結果、及び2020年5月に再開したコーポレート・ガバナンス・システム研究会（第2期）での議論を踏まえ、社外取締役としての役割認識や心構え、具体的な行動の在り方及び会社側のサポート体制についてのベストプラクティスを整理し、2020年7月に社外取締役ガイドラインを策定・公表した。

（2）上場企業に対するアンケート調査及び海外の機関投資家等に対するインタビュー調査等の実施

日本企業のコーポレートガバナンスの実質化に向けた政策的課題の把握・分析を行うため、上場企業に対してコーポレートガバナンスへの取組状況等のアンケート調査を行うとともに、海外の機関投資家、グローバル企業、大学教授等に対してインタビュー調査を実施した。

（３）コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組

（ア）コーポレートガバナンスに関する大臣表彰の実施

コーポレートガバナンス改革のための取組として、特にガバナンスの根幹である社長・ＣＥＯの選任・後継者計画において、先進的な取組を行っている企業を表彰し、その取組を広く発信するため、2018年度に、一般社団法人日本取締役協会が主催する「コーポレート・ガバナンス・オブ・ザ・イヤー」において、経済産業大臣賞を創設した。第3回である2020年度においては、後継者計画に対する実効的な監督を行う観点から、独立社外取締役が委員長と委員の過半数を占める指名諮問委員会を設置するほか、幹部候補者を積極的に育成する中長期的なプログラムの立ち上げといった、先進的な取組等を行っているTDK株式会社がこれを受賞した。

（イ）ガバナンス・サミット2020

コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させることを目的に、ガバナンス・サミット2020を開催した。関係省庁、企業経営者、専門家等、関係する団体が一堂に会する中、現在の課題や重点的に取り組むべきテーマについて議論した。

6. 2. 事業再編の促進に関する取組

（１）事業再編実務指針の策定・公表

我が国における事業再編のうち、特にスピンオフや事業売却等によるノンコア事業の切出しが必ずしも十分に行われていないのが現状であること等を踏まえ、2020年1月より設置されている「事業再編研究会」にて、経営陣、取締役会（特に社外取締役）及び投資家の3つのレイヤーを通じてガバナンスの力が有効に発揮される仕組を構築するための具体的な方策について検討を行った。

これを受けて、コーポレートガバナンス・コードとの整合性を維持しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する形でコーポレートガバナンスを実践するために、コーポレートガバナンス・コードを補完するものとして、経済産業省は2020年7月に「事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて～（事業再編ガイドライン）」を策定・公表した。同指針の策定、周知・普及については、「成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた。

（２）関連税制

令和元年の会社法改正により、株式会社が自社株式を対価とする手法により円滑に他の株式会社を子会社化することを可能とするために「株式交付」制度が創設された。これを踏まえ、令和3年度税制改正において、租税特別措置法で株式対価M&Aを促進するための措置が創設された。具体的には、会社法上の株式交付を行う際に、株式対価M&Aの対象会社株主等の保有する対象会社株式等の譲渡の際の譲渡損益を繰り延べることができるとされた。本税制は、主務大臣による計画認定は不要であり、また、現金を対価の一部に用いる場合（交付した資産の価額の合計額の20%以下に限る。）も対象とされ、かつ、恒久的な措置とされた。

また、産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の廃止に伴い、認定計画に基づく株式対価M&Aの際の対象会社株主等の保有する対象会社株式等の譲渡の際の譲渡損益への課税を繰り延べる租税特別措置は廃止された。

6. 3. 企業会計

（１）経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）とのコンバージェンス（収れん）も進み、EUとの同等性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され（2013年6月）、グローバルな基準改善への貢献（発言権の確保）及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

（２）IFRS対応方針協議会

我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や、オールジャパンとしての意見の集約・発信等を図ることを目的として、2013年9月、前身である「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会（注）」を改組するかたちで、「IFRS対応方針協議会」が設置された。

（注）「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」は、2011年に国際会計基準審議会（IASB）が実施した

アジェンダ・コンサルテーションに対応し、IASBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置されたもの。

同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省が参加している。

2020年度において、本協議会は、4回開催されており（2020年7月、9月、12月、2021年3月）、IFRSの任意適用の積上げに向けた取組について情報共有がなされるとともに、主要な論点として、①のれんの会計処理及び開示、減損等、②IFRS財団におけるサステナビリティ基準審議会の設置に向けた動きへの対応等について議論が行われた。のれんの会計処理及び開示、減損等については、2020年3月にIASBから公表されたディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」に対して、本協議会での議論を踏まえ、2020年12月に、企業会計基準委員会からコメントレターを提出した。

IFRS財団におけるサステナビリティ基準審議会の設置に向けた動きについては、IFRS財団が2020年9月に公表した「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」に対して、本協議及び本協議会の下に設置されたワーキンググループでの議論を踏まえ、2020年11月に、IFRS対応方針協議会名でコメントレターを提出した。

6. 4. 開示・企業と投資家との対話

（1）「企業報告ラボ」

（ア）設立目的

経済産業省は、企業と投資家が、企業価値の向上に向けた対話や開示の在り方を検討、調査、提案する場として、「企業報告ラボ(The Corporate Reporting Lab)」を設立した（2012年7月13日）。本ラボは、（1）企業と投資家が集い、双方の対話に関するそれぞれの認識の違いを理解し、共通の理解や言葉を探ることで、より建設的な対話を促すこと、（2）日本市場に関心を持つ海外投資家を含む、内外の関係者とのネットワークを構築するとともに、日本からのメッセージを発信すること、の二つを大きな目的としている。

（イ）活動と主な成果

投資家、学者、関係組織・オブザーバー（制度関係者）で構成される「企画委員会」を中心に、参加するメンバー自らがラボの進め方やプロジェクトを提案し、それを実現する形で「コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会」等が設置されている。



（参考図：企業報告ラボの全体像）

2020年度は、4月に第21回、7月に第22回企業報告ラボ企画委員会を開催し、企業報告に関するグローバルな動向と日本企業が抱える課題について意見交換を行った。

（2）「対話型株主総会プロセス」の実現に向けた検討

株主総会当日の新たな電子的手段の活用の在り方及び近年の内外の制度整備や実務の積み重ねを踏まえた更なる対話のための環境整備等について検討するため、2019年8月に「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」を立ち上げ、2020年7月に報告書を取りまとめた。2020年12月には更なるハイブリッド型株主総会の実務への浸透を図るため、新時代の株主総会プロセスの在り方研究会をフォローアップ開催し、実施事例集及び実際の運用における考え方等について議論した。

本研究会での議論を踏まえ、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施に当たっての法的・実務的論点を整理した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日）の事例集として2021年2月3日に「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」を策定・公表した。

（3）事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討等

「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（平成30年12月28日内閣官房、金

融庁、法務省、経済産業省)における記載例公表を踏まえ、さらに企業が一体的開示を行うことを容易にするため、2021 年 1 月に「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示 F A Q (制度編)」(経済産業省)を策定・公表した。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算・開示書類作成作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、2020 年 4 月 3 日に連絡協議会が設置され、各種措置が行われた。(事務局は金融庁、構成メンバーは、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会、日本監査役協会、全国銀行協会、法務省、経済産業省) 経済産業省としては、「株主総会運営に係る Q & A」(2020 年 4 月 2 日経済産業省、法務省)の公表や株主総会において継続会を行う場合の考え方を示した「継続会(会社法 317 条)」(2020 年 4 月 28 日金融庁、法務省、経済産業省)の公表等の対応を行った。

6. 5. 企業の社会的責任(CSR)

(1) CSRに関する調査・研究

一般社団法人企業活力研究所が企業の CSR 責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005 年度から開催している。本研究会は、経済産業省のサポートにより、2004 年に設立された。以降、経済産業省はオブザーバーとして参加している。令和 2 年度は、「新型コロナウイルス感染症発生を契機としたこれからの CSR のあり方」というテーマの下、COVID-19 がもたらしたパンデミックによる CSR 諸課題への直接的な影響と企業の対応について整理を行うとともに、企業が持続可能な価値創造を実現し、経営のレジリエンスを高める上で必要なことへの示唆を得ることを目指し、調査研究を行った。

(2) EUや国際機関との連携

2021 年 1 月、日 EU 経済連携協定に基づき設置された貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の第 2 回会合がテレビ会議形式で開催され、この中において、CSR 及び責任ある企業行動(RBC)に関する対話を行った。

日本側からは、CSR 研究会による調査や「ビジネスと人権」に関する行動計画など、CSR に関する最近の動向について紹介を行った。

7. 競争政策

7. 1. 概要

第四次産業革命の進展など、経済・社会環境が大きく変わりつつある中、行政による適正な競争環境整備に向けた取組の重要性が以前にも増して高まっている。

経済産業省は、産業界や企業からのニーズを踏まえ、適正な競争環境を整備するために、競争政策の在り方に関する検討など、必要な対応を行っている。

7. 2. 2020 年度の主な取組

(1) 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会

近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許(SEP)のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。特に、あらゆる製品(モノ)がコンピュータとなり、取得・共有された情報(データ)を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間での SEP ライセンス取引が増加していく見込みであるところ、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。以上の状況を踏まえ、本分野の有識者の参画の下、SEP のライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、我が国として望ましい対応策の検討を行うことを目的として、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」を設置し、議論を開始した。

(2) 近年の競争環境・競争政策等の動向に関する調査

近年、デジタルエコノミーの進展、気候変動、人口動態の変化、産業政策の強化、保護主義の台頭など、国際情勢は変化しつつあり、我が国を含む世界各国は、こうした大きな社会構造の変化への対応を迫られており、市場における競争環境も大きく変わりつつある。こうした環境下では、従来の競争法では対応できない場合もあり得るため、各国の競争政策等にも変化が生じる可能性があり、今後、我が

国においても、こうした情勢変化に対応した競争政策等の実施が求められることが想定される。そこで、本調査では、近年の競争政策等の変化や、近年生じている又は今後生じ得る不公正な取引等について、諸外国における政策や事例等を事前に調査・整理し、有識者へのヒアリングを踏まえつつ、我が国の政策や企業実務への示唆をまとめた。

（３）我が国基盤産業の競争環境及び諸外国の企業結合等に係る競争政策の動向に関する調査

近年、第四次産業革命の進展等により、世界各国において経済・社会環境が大きく変わりつつある。このような環境変化により、企業結合や業務提携などの局面において、競争に対する制限効果や促進効果等を従来の手法のみで評価することは困難となっており、より複雑な状況を反映した評価手法の適用が求められている。我が国においても、国内市場の縮小や海外企業との競争の活発化により、事業再編や業務提携による産業の集約化、コスト効率化等に対するニーズが、様々な領域で益々高まると考えられる。そこで、本調査では、我が国基盤産業を想定した競争環境の評価、諸外国における競争法上の問題解消措置、諸外国における競争法上の例外的な措置等について、最新の動向を調査・整理・分析した。

（４）事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

産業競争力強化法では、一定以上の国内売上高合計額を有する申請会社の事業再編計画等の認定に当たり、主務大臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公正取引委員会と協議を行うこととなっている。これにより、主務大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我が国産業の国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑化に資することが期待されている。2020年度は、1件の事業再編計画等の認定について、公正取引委員会と協議を行った。

8. 女性の活躍推進等

8. 1. 女性活躍推進に向けた取組

（１）政府における女性活躍推進の取組

「2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%」達成に向けた取組の加速化のため、2020年7月に開催されたすべての女性が輝く社会づくり本部（第9回）にて、「女性活躍加速のための重点方針2020」を決定した。重

点方針2020は、「Ⅰ. 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅱ. あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅲ. 女性活躍のための基盤整備」の3つの柱立てで構成されている。

経済産業省の関連では、「Ⅱ. あらゆる分野における女性の活躍」において、女性リーダー育成やダイバーシティ経営の推進、女性起業家支援の体制整備が盛り込まれた。

（２）男女共同参画推進

男女共同参画に向けた取組については、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2015年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画（2016～2020年度）を実施するため、男女共同参画に関する企画立案を担う男女共同参画会議（議長：官房長官、議員：関係閣僚、有識者）の下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2019年11月、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、今後新たな基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問を受け、2020年11月11日、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を行った。本答申を踏まえて、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、2020年12月25日に閣議決定された。

「第5次男女共同参画基本計画」は、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、政策領域Ⅰ～Ⅲ（Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍、Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現、Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備）の下に重点的に取り組む11の個別分野を設け、それぞれ2030年度末までの「基本的考え方」並びに2025年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」、「成果目標」を定めている。

経済産業省関連では、経済分野における女性の活躍推進につき、企業における女性の参画拡大として、女性を始め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営の普及等が明記され、女性起業家に対する支援も、起業家に占める女性の割合を2025年までに30%以上という成果目標とともに盛り込まれた。

8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組

（１）ダイバーシティ経営の推進

企業におけるダイバーシティ経営を推進するために、2012年度から「ダイバーシティ経営企業100選」を行っている。本事業は、優れたダイバーシティ経営企業を選定・

表彰し、ベストプラクティスとして広く発信することにより、積極的に取り組む企業のすそ野を広げることを目的としている。2020年度は、14社（大企業9社・中小企業5社）の表彰を行った。

また、2017年度からは、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」（競争戦略としてのダイバーシティ経営の在り方を示したガイドライン）に基づき、中長期的な視点からダイバーシティ経営を推進している企業を選定する「100選プライム」を実施し、2020年度は2社（大企業1社・中小企業1社）を選定した。

さらに、各社における人材マネジメントに関する現状と、これからの「ダイバーシティ経営」の実践に向けて、今後必要な取組の可視化と、その促進を目的に「ダイバーシティ経営診断ツール」を作成し、2021年3月に公表した。

（２）なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012年度から、東京証券取引所と共同で実施している事業で、女性活躍推進に優れた上場企業を中長期の企業価値向上を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。2020年度は、「なでしこ銘柄」として44社、また「準なでしこ」として19社を選定した。さらに、希望する企業について、女性活躍に対する取組・開示の状況を一覧化し、女性活躍に積極的に取り組む「なでしこチャレンジ企業」としてリストを作成した。

（３）女性起業家支援及び女性リーダー人材育成の推進

女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」の各地で蓄積された女性起業家等への支援ノウハウを引き続き全国に普及すべく、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとした「わたしの起業応援団」を設立。2020年12月には第1回関係者連絡会議を実施し、2021年3月現在、約250の機関が加盟している。女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の整備や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進していく。ま

た、2020年10月には支援者の育成のための自治体向け研修等も実施した。

女性リーダー育成事業として、2015年6月、企業横断的な勉強会「Women's Initiative for Leadership」（略称：WIL）を創設した。WILでは、将来の企業経営層（リーダー）候補の女性幹部社員を対象に、経営者に必要な幅広い知見の習得、人的ネットワーク構築の機会を提供している。2020年度は第5期として、29社・29名の企業の幹部候補の女性が参加し、政策研究等を実施した。

（４）フェムテック（※）等活用の推進

男女問わず働く個人が、希望するライフ／キャリアプランを両立し、ウェルビーイングを高めることは、企業にとっても人材多様性の確保及び持続的成長の実現につながる。妊娠・出産等のライフプランと仕事の両立をサポートするため、フェムテック等のテクノロジーに着目し、フェムテック産業の実態調査を実施。当該産業拡大・定着のための課題抽出と対応策の検討、ウェルビーイングの実現が経済に与えるインパクトについて考察を行い、報告書をまとめた。

（※）フェムテックとはFemale（女性）とTechnology（技術）からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

（５）出向起業の推進

コロナ禍の影響で、大企業等による新規事業へのリソース投下や大企業等人材個人による辞職起業が行いにくくなることが見込まれていた状況を踏まえ、令和元年度補正予算「大企業人材等新規事業創造支援事業費補助金（中小企業新事業創出促進対策事業）」により、大企業等人材が、所属企業を辞職せずに、自ら外部資金調達や個人資産の投下等により起業した、資本が独立したスタートアップへの出向・長期派遣研修等を通じて行う新規事業（出向起業）への支援を行った。具体的には、9社の出向起業スタートアップの新規事業を採択し、試作品開発・コンセプト検証等に係る費用の一部への補助を行った。これによって、これまで活用されてこなかった経営資源（人材・知的財産含む）の開放を促し、新規事業の担い手の数的増加を推進した。